

平成二十九年六月二十七日受領
答弁第四二五号

内閣衆質一九三第四二五号

平成二十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員井坂信彦君提出腎機能障害の認定基準に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井坂信彦君提出腎機能障害の認定基準に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、現在、身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号）の「じん臓機能障害」について、御指摘の「筋肉量が少ない高齢者」等に対しても実態に応じた身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による障害の認定を行うことができるよう、障害年金制度における取扱いも参考にしながら、医学の専門家の意見を伺いつつ、その判断基準の見直しの検討を行っているところである。